

# 福岡県公報

平成22年6月7日  
第3119号

## 目次

告示(第911号 - 第928号)

保安林予定森林の所在場所等	(森林保全課)	.....	1
福岡県営住宅退去者滞納家賃の収納事務の委託	(県営住宅課)	.....	2
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	.....	2
公共測量の終了	(県土整備総務課)	.....	2
公共測量の終了	(県土整備総務課)	.....	3
公共測量の終了	(県土整備総務課)	.....	3
公共測量の終了	(県土整備総務課)	.....	3
公共測量の終了	(県土整備総務課)	.....	3
公共測量の終了	(県土整備総務課)	.....	3
公共測量の終了	(県土整備総務課)	.....	4
公共測量の終了	(県土整備総務課)	.....	4
公共測量の終了	(県土整備総務課)	.....	4
公共測量の終了	(県土整備総務課)	.....	4
土地改良区の定款の変更の認可	(農村整備課)	.....	5
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	5
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	5
土地改良区の換地計画の適否決定	(農村整備課)	.....	5
国土調査法に基づく地籍調査事業計画	(農山漁村振興課)	.....	5
公告			
平成22年度福岡県製菓衛生師試験の実施	(保健衛生課)	.....	6

平成22年度福岡県介護支援専門員実務研修受講試験の実施	(介護保険課)	.....	7
宅地建物取引業法に基づく聴聞の期日における審理の公開	(建築指導課)	.....	9
都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課)	.....	9

## 告示

福岡県告示第911号

保安林の指定をする予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により次のように告示する。

平成22年6月7日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所  
豊前市大字求菩提643
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
643(次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。
    - ウ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第912号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、福岡県営住宅退去者滞納家賃の収納事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年6月7日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 委託先 ニッテレ債権回収株式会社
- 2 所在地 東京都港区芝浦三丁目16番20号
- 3 委託期間 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

福岡県告示第913号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年6月7日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名 称 （仮称）ドラッグコスモス吉田南店
  - (2) 所在地 福岡県遠賀郡水巻町吉田南一丁目1038 - 17 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
  - (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項  
周辺生活道路への交通量の増加や違法駐車等について、十分考慮をお願いします。
  - (2) 歩行者の通行の利便の確保等  
歩行者及び車両の安全かつ円滑な確保をお願いします。
  - (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮  
意見なし

- (4) 防災・防犯対策への協力

青少年健全育成の観点から、夜間の巡回等、十分な非行防止策を実施していただくようお願いします。

- (5) 騒音の発生に係る事項

隣接家屋に対しブロック壁等で騒音の緩和をお願いします。

- (6) 廃棄物に係る事項等

廃棄物について十分に配慮して処理をお願いします。

- (7) 街並みづくり等への配慮等

意見なし

- (8) その他

ア 店舗建物が周辺住民に圧迫感を与えないようお願いします。

イ 周辺住民からの要望に対し、誠意を持って協議対応をお願いします。

ウ 生活環境を著しく変化させないようお願いします。

エ 開店後、周辺住民の生活環境に影響を及ぼす可能性がある場合は地域住民と誠意をもって協議対応されるようお願いします。

福岡県告示第914号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年6月7日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 測量の種類  
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
北九州市八幡西区	平成22年3月25日

## 福岡県告示第915号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年6月7日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

## 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市八幡東区	平成22年3月25日

## 福岡県告示第916号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、荒尾市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年6月7日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 測量の種類

公共測量（1級水準測量）

## 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
大牟田市国道501号線沿線	平成22年3月19日

## 福岡県告示第917号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、独立行政法人 都市再生機構九州支社渡辺通都市整備事務所長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3

項の規定により公示する。

平成22年6月7日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 測量の種類

公共測量（3・4級基準点測量、街区確定測量）

## 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
福岡市中央区渡辺通1丁目、2丁目、3丁目、4丁目の各一部	平成22年3月30日

## 福岡県告示第918号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年6月7日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

## 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市小倉南区	平成22年3月31日

## 福岡県告示第919号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年6月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市八幡西区香月西	平成22年3月31日

福岡県告示第920号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年6月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（1級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市若松区響町二丁目	平成22年3月31日

福岡県告示第921号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年6月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市八幡西区大字楠橋地区	平成22年3月31日

福岡県告示第922号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、岡垣町長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年6月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（基準点測量、地形測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
岡垣町海老津駅南	平成22年3月25日

福岡県告示第923号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、筑後市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年6月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
福岡県筑後市南西部地域	平成22年3月23日

福岡県告示第924号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区  
の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成22年6月7日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	認可年月日
下小山田土地改良区 船迫土地改良区 大谷・天生田土地改良区	平成22年5月26日

福岡県告示第925号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第  
36条第3項の規定により公告する。

平成22年6月7日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
飯塚市有安字金石1-8、1-16、1-48から1-52まで、1-55、1-56、1-  
72、1-77、1-78、1-116から1-125まで、1-127から1-181まで、及び6-  
1から6-5まで、並びに綱分字関ノ山413-5、413-6、413-35、413-77、413-  
78、413-92、413-94から130まで、413-132から413-162まで、413-164から413-  
167まで、538-1から538-5まで、及び550-1
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
飯塚市相田1082番地  
株式会社 多賀谷建設 代表取締役 多賀谷 通

福岡県告示第926号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第  
36条第3項の規定により公告する。

平成22年6月7日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
飯塚市堀池633番2、634番2及び635番3から635番6まで、字口ヶ坪251番1、251  
番4、252番1、252番3及び252番4、字榎木町249番1、249番2、250番1及び250  
番2、字弓木95番3及び95番4並びに字伊ノ坪92番3
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
東京都江東区豊洲5丁目6番52号  
株式会社 オートボックスセブン  
代表取締役 湧田 節夫

福岡県告示第927号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の2第1項の規定に基づき、土地改良区  
の換地計画を平成22年5月27日付けで適当であると決定したので、同条第4項において  
準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供す  
る。

平成22年6月7日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	縦覧に供する 書類	縦覧期間	縦覧場所
田川郡赤池町上野土地改 良区	換地計画書の写し (上野地区第4工 区換地区)	平成22年6月7日から 平成22年7月5日まで	福智町役場

福岡県告示第928号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定に基づき、北九州市ほ  
か17市町村の平成22年度における地籍調査事業計画を定めたので、同条第5項の規定に  
より次のように公示する。

平成22年6月7日

福岡県知事 麻生 渡

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 地 域
北 九 州 市	若松区 赤崎町、大字小石、小石本村町、小糸町、 迫田町、棚田町、中畑町の各一部及び宮 前町の全部 小倉南区 大字首根、新首根、沼南町三丁目の各一 部	平成22年6月7日から 平成23年3月31日まで
福 岡 市	早良区原八丁目、飯倉八丁目、干隈四丁目	〃
田 川 市	大字猪国、大字弓削田、大字伊加利の各一 部	〃
柳 川 市	三橋町高畑、三橋町下百町の一部、三橋町 蒲船津の一部、三橋町今古賀・藤吉の各一 部 柳河	〃
行 橋 市	大橋一丁目の一部	〃
小 郡 市	津古・三沢の各一部	〃
筑 紫 野 市	筑紫の一部	〃
春 日 市	春日原東町	〃
宮 若 市	倉久・四郎丸の各一部	〃
み や ま 市	瀬高町小田、瀬高町大江、瀬高町廣瀬、瀬 高町高柳の各一部	〃
久 山 町	久原の一部	〃
小 竹 町	赤地の一部	〃
香 春 町	大字採銅所の一部	〃
糸 田 町	自由が丘・宮床の一部、桃山	〃
大 任 町	大行事の一部	〃
赤 村	大字赤の一部	〃
み や こ 町	犀川崎山の一部	〃
上 毛 町	大字宇野・垂水の各一部	〃

公 告

## 公告

平成22年度福岡県製菓衛生師試験を次のように実施する。

平成22年6月7日

福岡県知事 麻 生 渡

### 1 受験資格

次のいずれかに該当する者が受験できる。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者であって、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
- (2) 学校教育法第57条に規定する者であって、2年以上菓子製造業に従事したもの
- (3) 昭和41年12月26日において、菓子製造業に従事していた者（学校教育法第57条に規定する者を除く。）であって、菓子製造業に従事した期間が、同日において3年を超えているもの又は同日後3年を超えるに至ったもの
- (4) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を修了した者又は製菓衛生師法施行規則（昭和41年厚生省令第45号）で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者であって、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの又は2年以上菓子製造業に従事したもの

### 2 試験

#### (1) 方法

試験は筆記試験とし、試験科目は次のとおりとする。

- ア 衛生法規
- イ 公衆衛生学
- ウ 食品学
- エ 食品衛生学
- オ 栄養学
- カ 製菓理論
- キ 製菓実技（和菓子、洋菓子又は製パンのいずれか一科目を選択）

ただし、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定による菓子製造に係る1級又は2級の技能検定に合格した者で、試験科目の免除を願い出るものについては、カ 製菓理論及びキ 製菓実技の試験を免除する。

(2) 日時及び場所

日	時	科 目	場 所
平成22年8月24日（火曜日）	午後1時から午後3時まで (ただし、試験科目の免除を受ける者の試験時間は午後1時から午後2時30分までとする。)	衛生法規 公衆衛生学 食品学 食品衛生学 栄養学 製菓理論 製菓実技	福岡市博多区吉塚本町13番50号 福岡県吉塚合同庁舎8階803号会議室

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験願書1部に、次に掲げる書類（ホ）の書類の提出については、試験科目の一部免除を願い出る場合に限る。）、写真（出願前3月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦7センチメートル、横5センチメートルのもので、裏面に氏名を記載したもの）1枚、受験票1枚及び受験申込手数料9,400円を添えて、県内に住所地、就業地又は就学地を有する者は、当該住所地、就業地又は就学地を管轄する保健福祉（環境）事務所（ただし、北九州市のうち小倉北区については北九州市保健所東部生活衛生課、八幡西区については同保健所西部生活衛生課、小倉北区及び八幡西区以外の区については各区生活支援課、福岡市については各区保健福祉センター、大牟田市については大牟田市保健所、久留米市については久留米市保健所とする。以下「保健福祉環境事務所等」という。）、県外に住所地、就業地又は就学地を有する者は、福岡県保健医療介護部保健衛生課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「県庁保健衛生課」という。）へ提出すること。

(ア) 学校教育法第57条に規定する者であることを証する書類（中学校卒業以上の卒業証書の写し又は卒業証明書） 1部

(イ) 製菓業務従事証明書又は製菓衛生師養成施設において1年以上の製菓衛生師

としての課程を修了したことを証する書類 1部

(ウ) 履歴書 1部

(エ) 戸籍抄本（出願前6月以内に発行されたもの） 1部

(オ) 菓子製造に係る1級又は2級の技能検定に合格したことを証する書類 1部

イ 受験願書の用紙は、各保健福祉環境事務所等及び県庁保健衛生課で交付する。郵便によって受験願書の用紙を請求する場合は、「製菓衛生師試験願書希望」と明記の上、あて先及び郵便番号を記入し、90円切手をはった返信用封筒（長形3号、はがきが折らずに入る定形郵便のもの）を必ず同封すること。

ウ 受験申込手数料9,400円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験申込手数料は、申込受付後は、申込みを取り消した場合又は受験しなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合は、必ず書留郵便とし、「製菓衛生師受験願書在中」と朱書きすること。

(2) 受付期間及び受付時間

ア 受験願書の受付期間は、平成22年6月30日（水曜日）から平成22年7月14日（水曜日）までとし、受付時間は午前9時から午後5時までとする。

イ 郵便による受験申込みは、平成22年7月14日までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 合格者の発表及び合格証書の交付

(1) 合格者の受験番号は、平成22年9月24日（金曜日）に発表する。発表は、各保健福祉環境事務所等及び県庁保健衛生課に掲示するほか、県公報に登載して行う。

(2) 試験に合格した者に対しては、合格証書を交付する。

5 その他

(1) 台風の到来等により、平成22年8月24日に試験の実施が困難となったときは、各保健福祉環境事務所等及び県庁保健衛生課から各受験者に電話連絡をする。

(2) 受験手続その他の問い合わせは、最寄りの保健福祉環境事務所等又は県庁保健衛生課に対して行うこと。

\_\_\_\_\_ 公告

平成22年度福岡県介護支援専門員実務研修受講試験を次のように実施する。

平成22年6月7日

福岡県知事 麻生 渡

### 1 受験資格

試験は、「介護支援専門員実務研修受講試験の実施について」（平成18年5月22日老発第0522001号厚生労働省老健局長通知）の別添介護支援専門員実務研修受講試験事業実施要綱3に定める者が、受験することができる。

### 2 試験

#### (1) 方法

試験は、筆記試験の方法により実施する。

#### (2) 日時及び場所

日	時	場 所
平成22年10月24日（日曜日）	午前10時～	福岡市城南区七隈8丁目19番1号 福岡大学
		宗像市赤間文教町1番1号 福岡教育大学
		北九州市八幡西区自由ヶ丘1番1号 九州女子大学

#### (3) 試験の内容及び問題数

試験の内容及び問題数は次のとおりとし、その他詳細については、別に公表する。

区 分	問題数
介護支援分野	25問

介護保険制度に関する基礎知識に関すること。  
要介護認定及び要支援認定に関する基礎知識及び技能に関すること。  
居宅サービス計画及び施設サービス計画に関する基礎知識及び技能に関すること。

保健医療福祉サービス分野	保健医療サービスに関する基礎知識及び技能に関すること（以下「保健医療サービス分野の知識等」という。）。	基礎 総合	15問 5問
	福祉サービスに関する基礎知識及び技能に関すること（以下「福祉サービスの知識等」という。）。		15問
合 計			60問

#### (4) 解答免除

次の表に掲げる法定資格を有する者については、保健医療福祉サービス分野における当該資格に係る事項の問題について、当該資格に応じ、表の右欄のとおり解答を免除する。なお、甲、乙又は丙の資格を重複して有する者は、当該資格に応じた問題の解答をそれぞれいずれも免除する。

	法定資格取得者	免除の区分及び問題数	
甲	医師、歯科医師	保健医療サービス分野の知識等	基礎 総合 15問 5問
乙	薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、栄養士（管理栄養士を含む。）、義肢装具士、言語聴覚士、歯科衛生士、視能訓練士、柔道整復師	保健医療サービス分野の知識等	基礎 15問
丙	社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士	福祉サービスの知識等	15問

#### (5) 試験時間

解答時間は120分（点字受験者180分、弱視等受験者156分）とする。ただし、解答免除対象者については、免除問題1問当たり2分（点字受験者は3分、弱視等受験者は2分36秒）で計算した時間を差し引くこととする。

### 3 受験手続受付期間

#### (1) 受験の申込み方法

ア 受験願書1部に次に掲げる書類及び写真（申込み前3月以内に撮影した上半身



、無帽、正面向き、縦4センチメートル、横3センチメートルのもの)並びに受験手数料8,500円を添えて、郵便(簡易書留に限る。)で福岡県保健医療介護部介護保険課(郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「介護保険課」という。)へ提出すること。

(ア) 実務経験証明書

(イ) 受験資格のあることを証明する書類

イ 受験手数料8,500円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験手数料は、申込み受付後においては、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

(2) 受付期間

受験申込みの受付期間は、平成22年7月1日(木曜日)から平成22年7月31日(土曜日)までとし、受付期間の最終日の消印のあるものまで受け付ける。

4 合格者の発表

平成22年12月10日(金曜日)に受験者全員に対し、合否の通知を行う。

5 その他

受験手続その他の問い合わせは、介護保険課(直通電話092-643-3322)に対して行うこと。郵便で申込要領の送付を希望する場合には、あて先及び郵便番号を明記して240円切手を貼った返信用封筒(角型2号程度でA4判の用紙を折らずに入れられる大きさのもの)を必ず同封すること。

公告

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第69条第1項及び同条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法第69条第2項において準用する同法第16条の15第3項の規定により公示する。

平成22年6月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 被聴聞者

免許番号

商号及び代表者の氏名

主たる事務所の所在地

福岡県知事(3)  
第13470号

シーサイドリアルエステート  
株式会社  
代表者 和田 勝美

福岡市早良区百道1-4-10

2 聴聞期日及び場所

平成22年6月24日 午後1時30分

福岡市博多区東公園7-7

福岡県庁行政棟7階建築都市部会議室

3 傍聴の方法

傍聴は、聴聞の期日の先着順に許可する。

4 聴聞に関する問い合わせ先

福岡県総務部行政経営企画課法務班

電話番号 092-643-3030

郵便による場合のあて先

郵便番号 812-8577(福岡県庁)

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則(昭和45年福岡県規則第43号)第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成22年6月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 変更しようとする都市計画の種類及び名称

筑後都市計画公園9・6・1号筑後広域公園

瀬高都市計画公園9・6・1号筑後広域公園

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成22年6月28日 午後7時から午後9時まで

(2) 場所

みやま市役所西館4階大会議室(みやま市瀬高町小川5番地)

3 都市計画の案の概要及び閲覧

## (1) 都市計画の案の概要

名 称	位 置	面 積
9・6・1号筑後広域公園	筑後市大字津島字杵ノ瀬、字村西北、字村西南、字中小路、字村前、字小淵、字道正開、字仁王前、字山ノ神、字上小路、字洲崎、字東、字段ノ上、字下川田、字下開、字江湖開、字葭原、字柳ノ内、字中切、字大向、字小向、字南小路、字東小路、字北小路、字宮、字高岸、字南鷓池、字北鷓池及び字船小屋並びに大字尾島、字東水洗、字船小屋及び字東古賀原並びに大字北長田、字西境、字庚申土居、字下川端、字上川端及び字松ノ木並びに大字溝口、字下落合、字菖蒲田、字熊野、字上落合、字川原、字大王寺及び字南 みやま市瀬高町本郷、字川久保、字小向、字上関、字小出口ノ一、字小出口ノ二、字権現山、字北瀬戸嶋、字南瀬戸嶋、字中土居、字古川、字松原、字中野、字北中野、字四本松、字切目及び字榎町並びに瀬高町長田、字境、字長田、字後鶴、字西津留、字新開、字下川原、字狐林、字川原、字中藤八、字藤八及び字北藤八並びに瀬高町小田、字西藤八、字甚五郎開、字志與田、字中嶋、字東藤八及び字唐尾浦田	約197.2ヘクタール  <内訳> 筑後都市計画 約119.6ヘクタール 瀬高都市計画 約77.6ヘクタール

## (2) 閲覧

平成22年6月7日から同月21日までの間、福岡県建築都市部公園街路課、みやま市都市計画課及び筑後市都市対策課において、公衆の閲覧に供する。

## 4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

- (1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成22年6月21日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。
- (2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

## 5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

## 6 その他

## (1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

## (2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

## (3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。